

安八町告示第163号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年11月21日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年12月26日

安八町監査委員 清 伸二  
安八町監査委員 碓井 昭夫

記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted Name]

2 請求書の受付

令和元年11月21日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年10月8日、伊富神社祭礼の折の5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月29日付 安総第4594号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月29日付 安総第4595号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月29日付 安総第4596号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年8月29日付 安総第4597号 情報公開請求却下通知書

7. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年11月22日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年10月8日、伊富神社祭礼の折の5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

なお、請求書中、請求の理由 1 の「平成30年10月22日」は「平成30年11月22日」と読み替えることとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年12月23日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年12月18日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実発生していたのか否かについて、令和元年11月27日、令和元年12月23日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年9月吉日付で、「伊富神社の祭礼ご祈祷(以下「祭礼」という。)のご案内」が、伊富神社総代から安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (2) (1)の内容は、「日時:平成30年10月7日(日)午前10時/場所:伊富神社」であった。
- (3) 町長は、祭礼の後に行われた寄合に参加し、その際、請求書中、事実証明書2にて示されているとおり、会費として5,000円を支払った。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

2 町長交際費の支出基準

町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が、町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

### 3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

### 4 昭和46年(行ツ)第69号

昭和52年7月13日 最高裁判所判決 民集第31巻4号533頁

- (1) 日本国憲法(以下「憲法」という。)政教分離原則
- (2) 憲法第20条第3項にいう宗教的活動の意義
- (3) 市が主催し神式に則り挙行された市体育館の起工式が憲法第20条第3項にいう宗教的な活動にあたらないとされた事例

### 5 平成4年(行ツ)第156号

平成9年4月2日最高裁判所大法廷判決 民集第51巻4号1673頁

- (1) 県が神社の挙行した例大祭、みたま祭又は慰霊大祭に際し玉串料、献灯料又は供物料を県の公金から支出して奉納したことが憲法第20条第3項、第89条に違反するとされた事例
- (2) 委任又は専決により県の補助職員らが公金支出を処理した場合において知事は指揮監督上の義務に違反したものであり過失があったが、補助職員らは判断を誤ったけれども重大な過失があったということはできないとされた事例
- (3) 複数の住民が提起する住民訴訟と類似必要的共同訴訟
- (4) 複数の住民が共同訴訟人として提起した住民訴訟において共同訴訟人の一部の者がした上訴又は上訴の取り下げの効力

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「町長は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。月日が経ち、町長のこの会の内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件の会が安八町にとって全くムダな支出となってしまふ。また、復命された書類等が無ければ、そもそも、本件の会に出席したのかすら疑義を持たれるものである。また、領収書が添付されておらず会費を支払ったことも証することができず疑義を持たれるものであるといわざるをえない。公費の支出に際して疑義を持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。また、この会の出席者の氏名が分かるものもなく交際費を支出して誰と交際したのかすら不明な疑義を持たれるものであるとした上で、神社の祭礼に公費より公金が支出されているが、町長が祭礼という宗教的行事に参加して神事を行うのは、憲法第20条第3項及び憲法第89条に定められている政教分離原則に違反する行為であり、その為の公金支出は、不当な支出であることはいうまでもない。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、祭礼、直会、鉢洗い等は宗教的行事に起源があるものや宗教の儀式による祭祀と関連するものであるところから、町長による当該行為が宗教的活動にあたるかどうかについて検討した。

町長による当該行為が宗教的活動にあたるかどうかの判断に当たっては、昭和46年(行ツ)第69号 昭和52年7月13日 最高裁判所判決 民集第31巻4号533頁によれば、当該行為の目的のみならず、宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し客観的に判断するものである。

そして、一般人に与える効果について、平成4年(行ツ)第156号 平成9年4月2日最高裁判所大法廷判決 民集第51巻4号1673頁によれば、地方公共団体が特定の神社に奉納した玉串料、献灯料、供物料は社会的儀礼と評価できず違法と判断した事例において、地方公共団体が特定の宗教団体に対してのみこれらの支出をするような「特別の関わり合いを持つことは、一般人に対して地方公共団体が当該特定の宗教を特別に支援しているとの印象を与えることとなり、特定の宗教への関心と呼び起こすものになる。」と説示している。

このような観点から、祭礼等に伴う公金支出の違法性、不当性については、本件支出に当該行為において町長の宗教的意識の有無、宗教的な儀式への関与の程度や態様、例えば宗教上の祭礼により行われる儀式や祭祀、祭典への参加の有無、支出金の相手先やその宗教上の評価、又、そのことから一般人に与える印象等を考慮し判断するものとする。

地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

平成30年10月7日の当該行為に係る伊富神社総代への5,000円の支出について、領収書は徴していないが、請求書中、事実証明書2に示されているとおり会費と記載されている。

本件にいう寄合は、祭りの参加者が互いに労をねぎらい、祭りの無事の終了の感謝を行いながら飲食を伴うもので、牧区の住民等が参加し親睦を図る場ともなっている。

監査によると、祭礼後の寄合は伊富社内の集会所で開催されているが、町長は牧区の住民等が参加することから懇親を目的に参加したもので、町長は宗教的儀式を行っていない。

このような事情を考慮すると、寄合は祭礼という宗教的な行事と関連はあるにしても、町長の参加は一般的な友好、信頼関係の維持増進を目的としたものであったと認められ、支出は社会的儀礼の範囲を超えるものではなく、一般人に特定の宗教や宗教団体への援助、助長、促進等を行っている印象を与えるとは認められない。

以上のことから、平成30年10月7日の寄合に係る5,000円の支出については、宗教的活動及び宗教団体の使用、便益又は維持のための支出と認められず、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、本件支出が「公金の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。